

中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込公募要綱

● 激 甚 災 害 名 「平成28年8月16日から9月1日までの暴風雨及び豪雨による災害」

● 公 募 推 薦 総 枠 5億円

● 推 薦 対 象 者 平成28年9月23日付け政令第309号にて、激甚災害に指定された暴風雨及び豪雨により、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、各都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という)に加入し、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)との取引資格のある者

(1)平成28年8月16日から9月1日までの暴風雨及び豪雨による激甚災害により、事務所もしくは主要な事業用資産について、全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた者

(2)今次の激甚災害により、今後2ヶ月の運送収入又は輸送トン数が、前年同期と比べ20%以上の減少が見込まれる者

● 公 募 期 間 平成28年10月3日(月)～平成29年1月31日(火)

● 申 込 み 先 地方ト協を通じ、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)宛て申込み

(注)本社所在地の地方ト協に申し込むこと

なお、被害を受けた事業所等が本社所在地以外の都道府県に所在する場合は、対象激甚災害により被害を受けたことを証明する被災証明書等を提出すること

● 推 薦 対 象 資 金 激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金

(1)設備資金 (物流施設の整備、福利厚生施設の整備、車両・荷役機械の購入、その他これらに準ずるもの)

(2)運転資金

● 推 薦 融 資 の 条 件 (1)融資限度 個別企業体5千万円
共同体1億円

(2)融資利率 取扱金融機関の所定の利率による

(3)償還期間 10年以内 但し、法定耐用年数が10年を下回る場合は、法定耐用年数以内
車両については5年以内

(4)据置期間 1年以内

(5)担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる

- **利子補給率** 個別企業体・共同体とも 年0.4%
- **地方協会から全ト協
あて推薦期限** 平成29年1月13日(金) (全ト協必着日)
平成29年2月7日(火) (全ト協必着日)
- **推薦適否決定通知** 平成29年 1月20日(金) (通知予定日)
平成29年 2月21日(火) (通知予定日)
- **取扱金融機関** 商工中金の本支店及び商工中金の代理店
- **推薦通知書の有効期限** 平成29年3月末
- **設備完成報告等** 設備完成(購入)後、速やかに設備完成報告(様式7号の2)を提出のこと
報告がない場合には、利子補給を行えない
また、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも
購入した事業者の名義にする必要がある
- **申込書および
添付書類** 地方ト協に備えてある所定の申込書により公募期間内に申し込んで下さい
(申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)
(1) 融資推薦申込書(様式1号)
(2) 企業要項 個別企業用(様式2号の1)又は共同体用(様式2号の2)
(3) 事業計画書(様式3号の1)・・・設備資金の場合
(4) 激甚災害等に係る被害状況報告書(様式12号)・・・運転資金の場合
(5) 激甚災害等に係る融資に関する念書(様式13号)

提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛の提出書類は
コピー等別途ご用意下さい
また、その他融資審査に係る添付書類等は、取扱金融機関からの依頼
によって提出して下さい
- **その他** この要綱に定めのない事項は全ト協の近代化基金運営要領及び
中央近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる

政令第309号に定められた激甚災害

「平成28年8月16日から9月1日までの暴風雨及び豪雨」

上欄の暴風雨とは、平成28年台風第7号・第9号・第10号及び第11号によるものをいう。